

亀山市立医療センター医事業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、亀山市立医療センター医事業務委託について、その委託業者を公募型プロポーザル方式により選定することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 亀山市立医療センター医事業務委託

(2) 委託施設の概要

ア 施設の名称 亀山市立医療センター

イ 施設の所在 三重県亀山市亀田町466番地1

ウ 診療科 内科（外来透析を含む）、外科、整形外科、眼科（週3日）

エ 許可病床数 92床

オ 1日平均外来患者数 149人/日（平成30年度）

カ 10対1入院基本料（出来高算定）

キ 地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）

ク 1日平均入院患者数 65人/日（平成30年度）

ケ 外来透析患者数 60人（ベッド数23床）

コ 訪問リハビリテーション（みなし指定）

サ 訪問看護ステーション

(3) 契約期間 契約の日から令和7年3月31日まで

ただし、契約の日から令和2年3月31日までは準備期間とし、費用の支払いは生じないものとする。

(4) 委託業務の内容

具体的な内容は、別紙「亀山市立医療センター医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。ただし、契約時又は契約締結後において委託者及び受託者協議のうえ仕様書の内容を変更できることとする。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

(1) 本業務の受託を希望する業者を公募

(2) 受託希望者による企画提案書の提出

(3) プレゼンテーションを実施し、業務提案書、業務遂行能力、過去の受託実績等を総合的に評価し、最優秀提案業者を選定

(4) スケジュール

- 10月 8日（火）公告及び実施要領等交付開始
- 10月21日（月）参加意思表明書提出期限
- 10月23日（水）参加資格確認通知書・企画提案書提出要請書送付
- 10月29日（火）企画提案書等の質問書の提出期限
- 11月 8日（金）企画提案書等の提出期限
- 11月13日（水）（予定）プレゼンテーション
- 11月14日（木）選定結果の通知
- 12月～3月中 委託業務の引き継ぎ

4 予算規模

総額260,775,240円（消費税及び地方消費税を含む。年割額は令和元年度0円、令和2年度52,155,048円、令和3年度52,155,048円、令和4年度52,155,048円、令和5年度52,155,048円、令和6年度52,155,048円）を上限とする。

5 参加要件

以下の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 令和元年7月1日現在、過去5年以内に三重県、愛知県又は岐阜県内の自治体病院において100床以上の出来高算定の医事業務を1年以上受託している病院が複数あること。
- (3) 亀山市立医療センターの医療事務システム（電子カルテシステムを含む）を使用し、委託業務の遂行が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をい

- う。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 参加資格確認申請書受付期限までに亀山市病院事業契約規程(平成28年亀山市病院事業管理規程第27号)第2条において準用する亀山市契約規則(平成18年亀山市規則第5号)第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (9) 亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱(平成17年亀山市告示第6号)の規定による資格(指名)停止を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 本業務の実施について、医療センターと緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

6 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、次のとおり参加意思表明書及び資料(以下「参加意思表明書等」という。)を提出しなければならない。

また、提出期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

なお、要請後に企画提案参加資格がないと認められた者のプロポーザルは無効とする。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意思表明書(様式第1号)
- イ 会社概要及び会社概要パンフレット
- ウ 業務実績調書(様式第2号)
- エ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し
- オ 国税に係る納税証明書の写し及び亀山市総合政策部税務課が発行する納税証明(入札参加資格審査申請用)

(2) 提出期限 令和元年10月21日(月)午後5時15分必着

(3) 提出場所 13の担当部署とする。

(4) 提出方法等

- ア 持参又は郵送とする。
- イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ13の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
- ウ 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、参加意思表明書等の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくこ

とが望ましい。

エ 参加意思表明書等の提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 参加資格要件の確認等

5に定める参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で通知する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(6) 参加資格を有しないと認められた者に対する説明

参加資格が有しないと認められた者は、次のとおり、その理由について、文書（任意様式）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和元年10月25日（金）午後5時15分必着

イ 提出場所 13の担当部署とする。

ウ 提出方法

(ア) 持参又は郵送とする。

(イ) 持参の場合は、提出者はあらかじめ13の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

(ウ) 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、当該文書の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。

(エ) 当該文書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。

エ 回答 令和元年11月1日（金）までに、説明を求めた者に対し文書によりその理由を回答する。

7 質問の受付及び回答

参加資格審査結果通知書による通知があつた者で、この要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書（任意様式）を提出することができる。

(1) 提出期限 令和元年10月29日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所 13の担当部署とする。

(3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参による場合は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、郵送又は電子メールによる場合は提出期限までに提出すること。なお、口頭又はファクシミリによる質問は、受け付けない。

- (4) 回答 令和元年11月1日(金)午後5時15分までに、参加意思表明書等提出者全員に、電子メールにより回答する。なお、質問に対する回答は、この要領の追加又は修正とみなす。
- (5) 院内見学 参加資格審査結果通知書による通知があった者が提案書の作成及び委託額の見積に必要な場合、事務局において病院運営に支障のない範囲内で院内見学を許可する場合がある。見学を希望する参加者は、質問受付期間中に13の担当部署に連絡すること。

8 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、別紙仕様書を参照し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 企画提案書 書類6部
 - ア 企画提案書 提案書の様式及び提案内容は、別紙「仕様書」及び「提案書作成要領」によるものとする。
 - イ 添付書類 「仕様書」及び「提案書作成要領」に基づき、必要事項について記載した資料とする。
- (2) 見積書 1部

9 企画提案書の提出

企画提案書の提出については、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和元年11月8日(金)午後5時15分必着
- (2) 提出場所 13の担当部署とする。
- (3) 提出方法
 - ア 持参又は郵送とする。
 - イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ13の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
 - ウ 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、企画提案書の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。
- (4) その他
 - ア 提出された企画提案書について、提出期限後の追加及び変更は、認めない。
 - イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第

19号)の規定に基づき公開する場合がある。

オ 提出された企画提案書は、当該業務の契約締結候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

10 事業者の選定等

(1) 選定方法

医療センターが設置する亀山市立医療センター医事業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、別に定める評価基準に基づいて総合的な評価を行い、契約締結候補者1者を選定する。

(2) 評価方法等

評価は、評価基準に基づき、点数の最も高い者を契約締結候補者として選定する。ただし、同点の者が複数ある場合は、委員会において、委員の多数決の方法により契約締結候補者を選定する。

また、評価は書類審査(受託実績・見積金額)とプレゼンテーション審査の合計で行い、評価基準は別紙の亀山市立医療センター医事業務委託プロポーザル評価基準によるものとする。

なお、当該契約締結候補者と医療センターは、業務の履行に必要な条件等について協議及び調整を行い、当該協議及び調整が整ったときに随意契約の手続に進むものとするが、当該協議及び調整が整わなかったときは、次点の者を新たな契約締結候補者とするものとする。

(3) プレゼンテーション

ア 日時 令和元年11月13日(水)(予定)(時間は後日連絡する。)

イ 場所 医療センター会議室

ウ 内容 1提案者につき、提案説明15分以内及び質疑15分程度

エ その他 プレゼンテーションでパソコン、プロジェクターを使用する場合は、各自で準備すること。ただし、スクリーンは、医療センターにおいて用意する。また、プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 選定結果の通知

ア 選定結果は、令和元年11月14日(木)までにプロポーザル参加者全員に通知する。

イ 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)の通知を行う。

ウ イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規

定する休日を除く。)に書面により、亀山市病院事業管理者に対して非選定理由についての説明を求められるものとする。

エ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

1.1 契約

- (1) 選定された契約締結交渉者は、亀山市立医療センターとの間に委託契約を締結する。
- (2) 契約は、請負契約とする。
- (3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (4) 契約締結交渉者と契約ができないやむを得ない事情が発生した場合は、次点交渉者と契約交渉を行う。

1.2 その他

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (2) 企画提案等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (4) 選定の経過及び選定された候補者は、ホームページで公開する。
- (5) 参加資格確認申請書の提出期限日から委員会において選考が終了するまでの間、委員会の委員及び医療センター職員に対する営業活動は、禁止する。

1.3 担当部署

亀山市立医療センター地域医療部病院総務課（医事グループ）

〒519-0163

亀山市亀田町466番地1

電話：0595-83-0990 ファクシミリ：0595-83-0306

電子メールアドレス：iji@city.kameyama.mie.jp

要領第 8 関係（別添）

別紙「提案書作成要領」

1 提案によって選定される提案者の業務

提案によって選定される提案者の業務は、亀山市立医療センター医事業務委託である。

2 提案書の記載について

用紙の大きさは、添付資料も含めて A 4 版（図面等は A 3 まで可）とする。

提案は、下記事項に留意のうえ、文章又は図表により簡潔に記述すること。

文章を補完するために、必要な写真、イラスト、概要図は使用しても構わないこと。

(1) 提案書表紙

別紙様式 1 により作成し、提案者の代表者名で提出すること。

(2) 取組姿勢

本委託業務に対する提案者の取組姿勢として、任意様式により、従事者の配置等業務体制を主とした提案を記載すること。

(3) 委託業務の執行

下記の委託業務区分ごとに、任意様式により、提案を記載すること。

ア 現場管理体制及び人員配置計画

医事事務を円滑に遂行するため、現場の管理体制を記述すること。

人員配置については、役割分担とともに配置する従事者の正職員、パート等の区分、勤務経験、資格について記述すること。

また、従事者が離職したときの対応について記述すること。

イ 診療報酬請求事務

請求事務の精度、査定、再審査請求、過誤請求への対応等について記述すること。

ウ 患者の満足度を高める工夫

患者の苦情対応、サービス等について記述すること。

エ 業務改善の提案

病院の収入向上へのアドバイス。

スタッフの能力向上方法等

オ 危機管理の考え方

事故、災害発生時等の報告、対応の具体的方法

カ 受託見積（総額 2 6 0, 7 8 0 千円。消費税及び地方消費税を含む。年割額は令和元年度 0 円、令和 2 年度 5 2, 1 5 6 千円、令和 3 年度 5 2, 1 5 6 千円、令和 4 年度 5 2, 1 5 6 千円、令和 5 年度 5 2, 1 5 6 千円、令和 6 年度 5 2,

156千円)を上限とする。

見積書及び内訳書は、円単位で作成し、社印を押印して提出すること。

内訳書は、可能な限り詳細な内容とすること。

キ 引継対応

a スムーズに本医事業務を引き継ぐための方法。

b 引継当初に予想されるトラブル等への対処方法。

c 過去3年以内に引継実績がある場合は、契約時期、病院名、引継機関、トラブルへの対応状況等

d 引継にあたる人員数、スケジュール、現委託業者、新規委託業者及び病院職員の関わり方などを具体的に提案すること。

3 提案書の評価

提案の評価は評価基準に照らし、最も効果的なものを選定する。

4 提案書の提出について

(1) 提出部数：提案書及び添付資料正本1部副本5部

(2) 提出場所：亀山市立医療センター地域医療部病院総務課（医事グループ）

三重県亀山市亀田町466番地1

電話番号 0595-83-0990

FAX番号0595-83-0306

(3) 提出期限：令和元年11月8日（金）

(4) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

ただし、持参の場合には日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。